

奈良県告示第二百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として平成二十八年三月奈良県告示第四百六十七号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

令和八年九月八日

奈良県知事 山下 真

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		縦覧場所
区域の名称	区域	区域の名称	区域	
曾爾村掛（ 急傾斜地 崩壊警戒区 域	次の平面図	曾爾村掛（ 急傾斜地 崩壊特別警 戒区域	次の平面図の とおり	奈良県宇陀 土木事務所 及び曾爾村 役場総務企 画課
曾爾村伊賀 見（〇一〇 のとおりの とおり	次の平面図	曾爾村伊賀 見（〇一〇 のとおりの とおり	次の平面図の とおり	奈良県宇陀 土木事務所 及び曾爾村 役場総務企 画課
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として平成二十八年三月奈良県告示第四百六十七号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として平成二十八年三月奈良県告示第四百六十七号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。		奈良県知事 山下 真

〇〇六）急 傾斜地崩壊 警戒区域	のとおり	〇〇六）急 傾斜地崩壊 特別警戒区 域	のとおり	とおり	土木事務所 及び曾爾村 役場総務企 画課
曾爾村葛（ 〇一四）急 傾斜地崩壊 警戒区域	次の平面図 のとおり	曾爾村葛（ 〇一四）急 傾斜地崩壊 特別警戒区 域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県宇陀 土木事務所 及び曾爾村 役場総務企 画課
曾爾村長野 （〇〇四） 急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図 のとおり	曾爾村長野 （〇〇四） 急傾斜地崩 壊特別警戒 区域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県宇陀 土木事務所 及び曾爾村 役場総務企 画課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。